

動物検疫所について

動物検疫所は、外国から輸入される動物や畜産物などから、動物の病気あるいは動物から人に感染する病気が日本国内に侵入することを防ぐために、輸出入時の検査を行っているところです。

検疫探知犬について



日本に到着後、手荷物を受け取る場所で、ビーグル犬を見かけることがあると思います。このビー



グル犬は検疫探知犬で、手荷物の中に肉製品などが入っていないかを調べています。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

横浜本所	☎045-751-5921
成田支所	
(検疫第1課：第1ターミナルビル)	☎0476-32-6664
(検疫第2課：第2ターミナルビル)	☎0476-34-2342
中部空港支所	☎0569-38-8577
関西空港支所	☎072-455-1956
神戸支所	☎078-222-8990
門司支所	☎093-321-1116
沖縄支所	☎098-861-4370

動物検疫所ホームページ

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

平成20年11月作成

ヨーロッパへ旅行される皆様へ
動物検疫所からのお知らせ

ヨーロッパからの肉、ハム、ソーセージなどの

肉製品の 持ち込みに注意

～安心して旅の思い出を持ち帰るために～

MAFF 動物検疫所
農林水産省 ANIMAL QUARANTINE SERVICE

海外に旅行した際、お土産として、お肉やソーセージなどの肉製品を持って帰りたいと思うことがありますよね。皆様が安心してお土産を持って帰ることができるよう、事前にこのパンフレットをご覧ください。

Q 今度、ヨーロッパに旅行に行きます。そのお土産として、ハムやソーセージなどを日本に持ち帰りたいのですが、どうすればいいのでしょうか？

検疫が必要な肉、ハム、ソーセージなどの肉製品を外国から持ち込む場合は、輸出国政府機関発行の検査証明書が必要です。しかしながら、ヨーロッパでは、日本向け検査証明書が添付されて販売されているものがほとんどなく、**日本への持ち込みは困難です。**



Q 動物検疫が必要なものは何ですか？

牛、豚などの偶蹄類の動物、鶏などの家きんなどの肉製品や加工品などが動物検疫の対象となっています。詳しくは右側をご覧ください。また、チーズは動物検疫の対象ではありませんが、そのなかに肉、ハム、ソーセージなどの肉製品が含まれている場合は、動物検疫の対象となります。

Q 免税店で売られているものであれば、持ち込むことができますか？

免税品店の販売員から日本へ持ち込みできると言われたものであっても、検査証明書がない肉、ハム、ソーセージなどの肉製品は**日本に持ち込むことはできません。**



動物検疫が必要なもの

- ① 偶蹄類の動物
(牛、豚、いのしし、羊、山羊、鹿、トナカイなど)
 - ② 馬科の動物 (馬、ロバなど)
 - ③ 家きん (鶏、うずら、ダチョウ、七面鳥、あひる・がちょうなどのかも目の鳥類)
 - ④ うさぎ、みつばち
 - ⑤ 犬
- ①から⑤の肉、臓器、ハム・ソーセージ・ベーコン、骨、角、皮、毛、羽毛、卵、生乳、糞などやこれらの加工品

注意！ 現在、ヨーロッパで鳥インフルエンザの発生が拡大しています。

このため、鳥インフルエンザ発生地域からの鶏、あひる、がちょうなどの家きんの肉製品については、**日本に持ち込むことはできません。**

また、動物検疫所では、日本到着時に靴底の消毒を行っていますので、ご協力よろしくお願ひします。

